

離職されたみなさまへ <特例一時金のご案内>

このリーフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

はじめに ハローワーク窓口のご利用について

雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分から17時15分です。「受給資格決定」の他に「求職申込み」の手続きもあり、「求職申込み」には一定の時間がかかること等から、**16時前までのご来所**をお願い申し上げます。

また、職業相談についても一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日を除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めいたします。

① 特例一時金の対象となる方

短期特例被保険者であった方が失業した場合に支給される手当を**特例一時金**といいます。特例一時金の支給を受けるには、次の(1)、(2)の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 離職の日以前1年間に、**11日以上働いた月**が通算して**6か月以上**あること。

なお、離職年月日が令和2年8月1日以降の方は、賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算する場合があります。

(2) 失業の状態にあること。

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

② 給付を受ける手続きは（次のものをお持ちください）

特例一時金を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申込みなどの手続きをしてください。

1. 離職票-1、離職票-2

2. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号および②身元（実在）確認書類をお持ちください。

①個人番号確認書類（いずれか1種類）：通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）

②身元（実在）確認書類：（1）のうちいずれか1種類。（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可）

（1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など

（2）公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など

3. 写真1枚（最近の写真、正面上半身、ﾀｲﾌﾟ3.0cm×3.32.4cm。）

※本手続き及び認定日にマイナンバーカード等を提示する場合には写真を省略することが可能です。

4. 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

※船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申込みをお願いします。



③ 次のような方は、原則として支給を受けられません

就職する意思・能力がないものと判断され、その状態が続く限り特例一時金の支給を受けることができません。

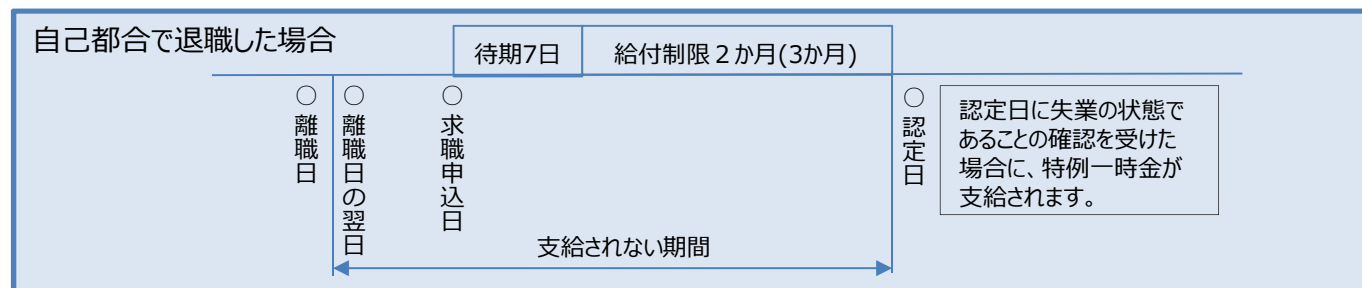
- ① 家事に専念する方
- ② 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
- ③ 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められるなど、学業に専念する方
- ④ 7 自分名義で事業を営んでいる方
- ⑤ 家業に従事し職業に就くことができない方
- ⑥ 8 会社の役員などに就任している方
(就任の予定や名義だけの役員も含む)
- ⑦ 9 就職・就労中の方 (試用期間を含む)
- ⑧ 10 パート、アルバイト中の方 (週あたりの労働時間が20時間未満の場合は、支給を受けることが可能な場合があります。)
- ⑨ 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

④ 早めに求職申込みの手続きをしてください

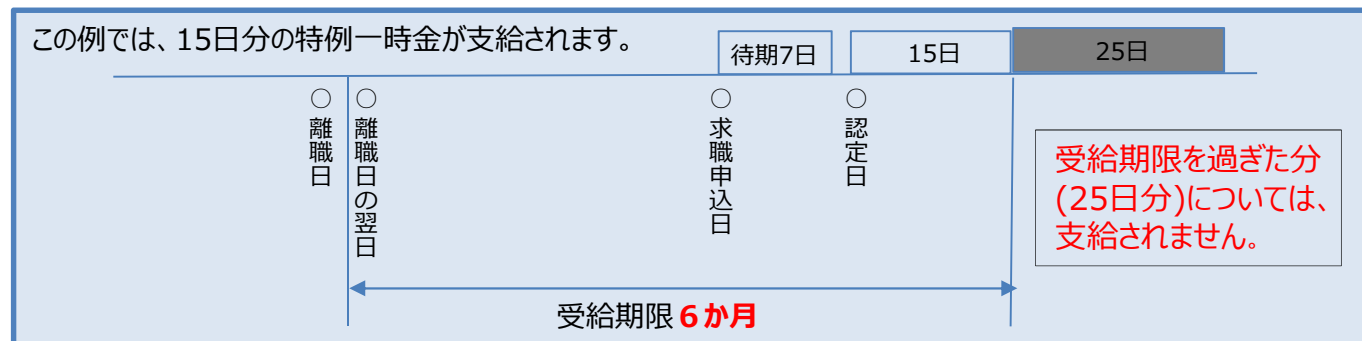
特例一時金は、ハローワークまたは地方運輸局に離職票の提出と求職申込みを行った日から失業の状態にあった日が7日間経過してからでなければ支給されません。これを待期といいます。

また、自己都合で退職した場合は待期が経過した後さらに2か月（自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合または令和2年9月30日までに自己都合で退職した場合は3か月）経過するまで、特例一時金が支給されません。これを給付制限といいます。

特例一時金の支給を受けるためには、待期および給付制限期間が経過することが見込まれる日の後にハローワークまたは地方運輸局が指定する失業の認定日に来て、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。



特例一時金の支給額は、基本手当日額の**40日分**に相当する額とされていますが、支給を受けることができる期限（受給期限）は、**離職日の翌日から6か月**です。求職申込みの手続きが遅れた場合、40日分の支給を受けることができなくなることがあります。お早めに求職申込みの手続きをしてください。



※雇用保険の受給資格は最終の離職票により決定するため、特例一時金の手続き前に就労し、就労先において一般被保険者となった場合、特例一時金の受給はできなくなります。

また、一般被保険者として受給するには、被保険者期間が通算で12か月必要となることから、一般被保険者の受給資格も満たさなくなる可能性があります（特定受給資格者・特定理由離職者に該当する場合は除く）。

求職申込み手続きのご案内

求職申込み手続きは、どのハローワークでも受け付けています。

ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住居所を管轄するハローワークで手続きする必要があります。

申込み方法①：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。

※ 求職申込書（筆記式）もご用意しています。

申込み方法②：ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」にアクセスし、オンライン上の求職登録を行う。（※雇用保険の受給手続きを行う場合は、ハローワーク窓口での追加の手続きが必要です）

雇用保険受給開始までの求職申込み手続きの流れ

①ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）で求職申込み情報を入力（仮登録）する
※「求職申込書」（筆記式）もご用意しています

<窓口>

申込み手続きを行う
(申込み内容や希望条件の確認など)

求職申込み受付完了（ハローワーク受付票を交付）

職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などの各種サービスをご利用いただけます

②ご自宅のパソコンやスマートフォンからハローワークインターネットサービスにアクセスし求職者マイページアカウント登録を行う

アカウント登録完了後14日以内に求職情報を登録し、求職者マイページを開設する。

オンライン上の求職登録完了
(オンライン登録者)

<窓口> 給付を受給するハローワークの相談窓口でのご相談
(※ 受給資格決定日と同日でも可)

求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから以下のサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。開設を希望する方は、窓口にお申し出ください。

- **求人**の検索条件や気になった求人**を保存**することができます。
- ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。ハローワークから求人情報やお知らせをお送りする場合もあります。
- 登録した情報の確認や変更ができます。（※ 雇用保険の失業給付等を受給されている方は、変更内容によって、別途給付窓口での手続きが必要になる場合があります。詳しくは受給をされているハローワーク窓口までお問い合わせください）
- ハローワークから職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。
- 求人**に直接応募**（オンライン自主応募）することができます。

※ オンライン自主応募はハローワーク紹介とはならないため、再就職手当等の受給を検討されている方はご注意ください。

<留意事項>

- ・ 求職者マイページは、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- ・ 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。求職が無効となった場合、一部サービスが利用できなくなります。
- ・ マイページを開設するには、ログインアカウントとして使用するメールアドレス、パソコン、スマートフォンなどが必要です。なお、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
山口	〒753-0064 山口市神田町1-75	083 922-0043	山口市（防府公共職業安定所の管轄区域を除く）
下関	〒751-0823 下関市貴船町3-4-1	083 222-4031	下関市
宇部	〒755-8609 宇部市北琴芝2-4-30	0836 31-0164	宇部市、山陽小野田市、美祢市
防府	〒747-0801 防府市駅南町9-33	0835 22-3855	防府市、山口市徳地
萩	〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838 22-0714	萩市、阿武郡
萩 (長門分室)	〒759-4101 長門市東深川1324-1	0837 22-8609	長門市
徳山	〒745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834 31-1950	周南市（下松公共職業安定所の管轄区域を除く）
下松	〒744-0017 下松市東柳1-6-1	0833 41-0870	下松市、光市、周南市のうち大字大河内・大字奥 関屋・大字小松原・大字清尾・大字中村・大字 原・大字樋口・大字八代・大字安田・大字呼坂・ 勝間ヶ丘・熊毛中央町・新清光台・清光台町・高 水原・鶴見台・藤ヶ台・呼坂本町
岩国	〒740-0022 岩国市山手町1-1-21	0827 21-3281	岩国市、玖珂郡
柳井	〒742-0031 柳井市南町2-7-22	0820 22-2661	柳井市、大島郡、熊毛郡

地方運輸局

※ 船員での就職を希望される方

地方運輸局	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
中国運輸局 山口運輸支局 徳山庁舎	〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎	0834 21-0180	下関海事事務所管轄区域を除く山口県内
九州運輸局 下関海事事務所	〒750-0066 下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	083 266-7151	下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>

